# 第71回「手足の不自由な子どもを育てる運動」実施要項

趣 旨 肢体不自由児・者がその有する能力及び適性に応じ、自立した社会生活が営 めるような地域社会の実現が求められる。

そこで、これらを実現すべく本運動を実施することにより、地域社会における肢体不自由児・者の理解及び療育思想の一層の普及促進に寄与し、もって自立及び社会参加の支援等その福祉の増進を図る。

- 主 催 公益財団法人福岡県肢体不自由児協会 社会福祉法人日本肢体不自由児協会
- 後 援 福岡県 福岡県市長会 福岡県町村会 福岡県教育委員会 福岡市教育委員会 北九州市教育委員会 福岡県社会福祉協議会 福岡県母子寡婦福祉連合会 西日本新聞民生事業団 朝日新聞厚生文化事業団
- 期間 令和5年11月10日から12月10日まで

#### 事業の重点

- 1 啓発事業
- (1) 広報活動

本運動の一般社会への浸透・徹底をはかるため、テレビ・新聞等マスコミに対して 支援と協力を得るよう働きかける。

(2) 募金活動

地域住民や事業関係者に対し「手足の不自由な子どもを育てる運動」として募金活動を行い「絵はがき」・「クリアファイル」・「タオル」・「ハンカチ」等を募金協力者に贈り、社会一般の肢体不自由児への認識と関心を深める。

(3) 広報資料等による普及活動

ポスター及び運動報告等の配布を行うとともに、県市町村広報紙への掲載協力をお願いする。

(4) 学童に対する療育思想の普及

次代を担う幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の幼児、児童、生徒に対し肢体不 自由児・者への正しい理解と認識を教育関係者等に依頼する。

(5)「肢体不自由児・者の美術展」の開催

全国の肢体不自由児・者から美術作品を募集し、優秀な作品を12月の「障害者週間」 に合わせて表彰を行い、東京をはじめ各地で展示する。

福岡県では、令和6年2月26日から3月3日に美術展を開催の予定。

### 2 療育事業(年間を通じて行う事業を含む。)

(1) 高校奨学生の採用

肢体不自由な高等学校在学生から奨学生を採用する。

(2) 療育相談指導事業

関係機関及び団体等の協力を得て「療育講座」・「早期訓練事業」等、療育相談指導を行う。

# 3 資金造成事業

- (1) 運動寄付金募集による収入
- (2) 地方公共団体等からの助成金及び補助金
- (3) その他の寄付金による収入

### 4 本運動期間外の関連事業

(1) 各種療育キャンプの実施

在宅肢体不自由児で原則として、小学3年から中学3年の就学中の児童を対象に 「海」、「山」のキャンプ及び「進行性筋萎縮症児」のキャンプを実施する。

(2) レクリエーション事業の実施

障がい者と健常者との楽しい出会いを喜び、また、共にレクリエーションをとおして交流することにより、地域における障がい児者の社会参加を促進し、理解を深め合うことを目的として実施する。